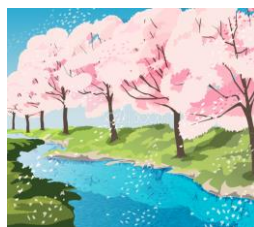


# お知らせ 4月号



社会保険労務士法人 **作道事務所**

労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>

メールアドレス [slm\\_info@sabg.co.jp](mailto:slm_info@sabg.co.jp)



## 令和6年4月 新年度にあたり

今年の春闘では大企業を中心に平均 5.25%という高い水準の賃上げとなり、日銀が 17 年ぶりにマイナス金利解除の決定を行う等、日本経済を取り巻く環境は大きな動きを見せておりますが、円安基調の拡大による物価高騰が続いており、日本企業の 99%を占める中小企業は、依然厳しい状況に直面しております。

政府は中小企業の賃金の引上げを後押しするため、税制の優遇や助成金の拡充等、事業主の賃上げ対策への取組みに応じてさまざまな政策を行っております。

- **賃上促進税制** : 給与増加分の一部を法人税額から控除する優遇措置
- **業務改善助成金** : 事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援

作道事務所では、賃金引上げ時の助成金等のご提案をさせていただきます。

### 「働き方改革」で 最適の労務管理を！

これからの課題「働き方改革」「ハラスメント対策」「助成金活用」「業務の効率化」等々、ご相談はお気軽にお申し付けください。

#### 【ご提案】(ご活用ください！)

- ① 有効に活用できる「助成金」のご提案をさせていただきます。
- ② 勤怠管理・給与計算の最適化のご提案をさせていただきます。
  - ・ DX に対応した就業管理システムのご提案
  - ・ 給与計算のアウトソーシングのご提案
- ③ 労務トラブル予防の環境作りのご提案をさせていただきます。
  - ・ ハラスメント防止研修
  - ・ ハラスメント外部相談窓口の設置

#### 作道事務所行動基本 創意・誠実・連携・奉仕・実行

お客様のビジネスの創造と 発展のため  
奉仕の心と熱い情熱をもって、より良い信頼関係を築きます。  
高い専門性・信頼性・適正コストで、創造性の高い成果を構築し  
お客様のベストパートナーをめざします！



## 令和6年4月以降の労務管理に関する主な法改正



### ① 自動車運転・建設・医師の時間外上限規制

自動車運転：年間上限 960 時間以内

建設：災害の復旧・復興の事業以外は月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内の上限（年間 6 回まで）

医師：年間上限 960 時間以内（指定医療機関の特定医師 1860 時間）

### ② 労働条件通知書の改定【変更の範囲・更新上限等の明示が追加】

「労働条件通知書」の書式等は当事務所へお問い合わせください。

### 特定求職者雇用開発助成金の注意点

令和 5 年 10 月 1 日以降に採用した者より、特定求職者雇用開発助成金の要件に有期雇用労働者の場合、対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要になります。今までは、契約更新の実態が自動更新であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認められておりましたが、今後は雇用契約書に「自動更新」であることが明記されていることが必要になるので注意が必要です。（更新条項があると対象となりません）60 歳以上の場合についても、「雇用期間が継続して 2 年以上が確実である」ことを明記する必要があります。

詳細は当事務所へお問い合わせください。

### 令和6年4月支払分より健康保険と介護保険の料率に変更になります

#### 健康保険料率

現 行



令和 6 年 3 月  
(4 月払い) より

栃木県 9.96%(従業員負担率 4.980%) ⇒ **9.79%** (従業員負担率 4.895%)

茨城県 9.73%(従業員負担率 4.865%) ⇒ **9.66%** (従業員負担率 4.830%)

群馬県 9.76%(従業員負担率 4.880%) ⇒ **9.81%** (従業員負担率 4.905%)

#### 介護保険料率

全国一律 1.82%(従業員負担率 0.91%) ⇒ **1.60%** (従業員負担率 0.8%)